

## 外国人の健康保険当然加入制度に関するお知らせ

皆様のご家庭のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

大韓民国では、2019年7月16日から外国人と在外国民の方が6ヵ月以上在留される場合、健康保険に当然加入することになり、病院・医院で診療を受ける際に韓国国民と同一の保険給付を受けられるようになっています。

外国人(在外国民)の方は、毎月25日までに翌月の健康保険料を予め納付しなければなりません。お客様が納付された健康保険料は、病気の患者さんの健康を守るための大切な財源となり、病院・医院に支払われる診療費として使われます。

※ 現在お住まいの住所に変更があった場合、出入国外国人庁が管轄の住民センターまで届け出なければならず、健康保険公団(外国人相談センター又は支社)にも必ず届け出る必要があります。

### 健康保険料を納付しなかった場合

- ① (保険給付の制限) 納付期限が属する月の翌月1日から保険料を完納する時点まで、病院・医院を利用する際の健康保険給付が制限されます。
- ② (ビザ延長等の制限) 法務部にビザの延長など各種の在留許可申請をする際、在留期間の延長制限などの不利益が発生することがあります。
- ③ (滞納処分) 期限を定めて督促を行い、その期限までに保険料を納付しなかった場合、不動産・自動車・預金などを差し押さえる強制徴収手続きが行われます。

また、健康保険公団では、携帯電話のショートメッセージで保険料の納付方法、制度の変更事項などをその都度ご案内しています。お客様の携帯電話番号を公団に登録して、多彩で有益な情報を受信されることをお勧めします。

お客様に必要な情報、ぜひ確認してお申し込みください。

- | 自動振替のお申込 延滞料の心配なく保険料を便利に納付できます。
- | 電子通知のお申込 電子メールで手軽に簡単に通知書をお受け取りになれます。
- | 還付金事前口座申請 還付金が発生したら申請された口座に直ちにお振込みします。

国民健康保険公団理事長